

東レ株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：東レ株式会社
- (2) 所属部会：関西化学部会第2分科会
業 種：繊維
- (3) 資 本 金：969億3,723万円
従 業 員：6,638名
- (4) 営業品目：合成繊維製品，樹脂・同成型品，フィルム・フィルム加工品，スペシャルティケミカル，情報・通信器材，医薬・医療製品，炭素繊維・同複合材料及び同成型品，機能膜及び同機器などの生産，販売
- (5) 沿革，企業理念

わが社は1926年にレーヨン糸の製造で創業して以来ナイロン，ポリエステル等の合成繊維で培った高分子化学技術をプラスチック，ケミカル，複合材料その他の各種新事業分野に応用し，多くの事業の集合体へと発展してきた。1986年の創立60周年を機に「新しい価値の創造を通じて社会に貢献する」ことを企業理念とした。2006年は創立80周年にあたり，2002年から「21世紀の新しい東レ」への転換するために推進してきた「NT改革」の総仕上げの年である。

- (6) CIマーク



2. 知的財産組織の概要

(1) 組織上の位置及び名称

名称は「知的財産部」であり，法務部門に属する。

(2) 構成及び人員

知的財産部，(株)東レ知的財産センター（知財専門の関係会社）を併せて総勢48名で構成されている。

(3) 沿革

1960年に特許部へ昇格し，1991年に知的財産部と名称を変更した。

3. わが社の知財活動

(1) 基本方針と知的財産戦略の全体構想

わが社の知的財産に対する基本方針は以下のとおりである。

- ・経営方針に沿った知的財産戦略
- ・権利取得の促進
- ・他人の権利の尊重
- ・自己の権利の正当な行使

以下，わが社の知財活動を具体的に説明する。

(2) 特許マインドの向上

知的財産の重要性の認識を経営トップから末端まで共有すべく，各種役員会，各分野毎の特許会議，全社特許教育・研修を通じて特許関連トピックス等が確実に伝達されるルートを整備している。

また，円滑な知財活動を実現するためには発明者にも知的財産に関する基礎的知識は欠かせない。このような観点から資格に応じて各層ごとに研修機会を設けると共に，選抜された技術系社員を一定期間知的財産部に派遣して特許業務を体験させる「知財部派遣教育」を実施している。なおわが社では質の高い明細書作りのために発明者自身に明細書案を作成させる「明細書自作の原則」を採用しており，上記研修にお

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

いても明細書作成教育に力を入れている。

(3) 特許責任体制と特許会議の編成

安全や製品安全と同様、特許でも責任体制を明確化すべく、技術責任を持つ現場の長が担当領域の特許責任者として、特許会議を開催し、特許活動について審議する体制をとる。

(4) 研究戦略との連動

選択と集中を図る重点化施策として、特許出願・権利化、防衛、攻撃の最重要課題をAランクプロジェクトに認定し、リーダーと担当役員を設定し、技術系役員会において定期的にフォローする仕組みを採用している。

知的財産部員は各種プロジェクト会議や特許関連会議に参画し、研究戦略と知的財産戦略とのすり合わせに心がけている。

(5) 事業戦略との連動

事業本部・部門毎に定期的に「知財戦略会議」を開催することにより、事業戦略に連動した特許戦略の立案・確認を図る。また、特許会議への事業部の参加を促し、ユーザー情報の収集、当社製品の特許ポジションの把握、競合他社情報の収集を通じて特許活動を的確に遂行すべく心がけている。

(6) 出願・権利化戦略

国内出願については、目的に沿った出願の推進および審査請求の厳選を方針とする。すなわち、権利化を目的とする出願については審査請求要否の判定基準に従い厳選して審査請求するが、権利化を直接の目的としない出願は原則として審査請求しない。

外国出願については、年間4回開催される外国出願検討会において厳選している。

(7) 防衛戦略

障害特許の早期発見とその成立阻止、無効化等の対応策を取るため、「特許確認」を確実に実施することにより、他人の権利を尊重しつつ、当社技術を保護して安定操業を図る。

(8) 権利活用戦略

他社事業活動の排除による事業の独占、他社へ金銭ライセンスすることによる特許料収入等の特許活用形態のうち、わが社に最もメリットのあるものを選択する。特許会議における攻撃案件の審議を義務付け特許活用案件の抽出を図るとともに、副社長をリーダーとするIPL委員会を毎月開催し特許活用案件の進捗をフォローしている。不要特許につき、友好的ライセンスオファー推進等による有効活用を図っている。

(9) 特許調査戦略

基礎的な特許検索は研究・技術者が自己完結的に行えるよう教育する一方、障害特許確認等の重要な特許調査は知財要員が行う体制とする。

(10) インセンティブ拡大

古くから職務発明に対する報奨制度を設けており、出願時、登録時の定額補償に加え、自社実施による利益やライセンス収入に応じた実績補償を行ってきたが、2005年施行の改正特許法等に対応して、手続面だけでなく、補償額（上限なし）を含む補償基準全体を見直した（2005年4月1日発効）。別途、特許活動に貢献した者を対象とする特許表彰制度を創設した。

(11) 商標戦略

商標管理システムの改善、商標教育の強化（管理職昇格者対象の商標教育、eラーニング）およびブランド戦略の推進を図っている。特に、わが社の先端材料を中心とした高品質・高品位な製品を象徴する基幹ブランドとして新たに「TOREX」を設定し、グローバルな製品ブランドとしての訴求を開始している。

(12) 関係会社の知財戦略

連結経営、グローバル化の観点から関係会社の知的財産戦略を強化すべく、国内外関係会社に特許担当役員及び特許担当者を設置し、わが社本体と連携した戦略の実行を指導するとともに、関係会社実務を本体知的財産部がサポートする体制を採る。

（原稿受領日 2006年1月13日）